

## 陳情書（回答）

1. 貸付料（使用料）等の契約内容の変更、見直し。
2. 貸付料（使用料）等の一定期間の減額、免除（還付）。
3. 貸付期間（使用期間）、契約期間の延長。
4. 固定費（電気代等）の一定期間の免除（還付）。
5. 貸付料（使用料）、固定費の支払猶予（支払延期）。
6. 自動販売機の運営・管理体制の変更、見直し。

### 【回答】（財政部管財課 担当）

当市では、公共施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、令和2年3月4日以降、断続的に施設を休館しているところですが、各施設内に自動販売機を設置している場合の設置スペースに係る行政財産使用料又は貸付料につきましては、休館中の期間に係る額を原則返還することを基本とし、各施設を所管する部署において許可先又は貸付先と協議することとしております。

なお、行政財産使用料又は貸付料の納入猶予等の御相談につきましては、返還についての協議とあわせて各施設を所管する部署において個別に対応させていただきたいと存じます。